

第4号議案

令和3年度事業計画決定の件

令和3年度事業計画を策定したので、その承認を求める。

第1 基本方針

【司法書士の「使命」を胸に】

令和2年8月1日に施行された司法書士法の第1条において、司法書士の使命が次のとおり明記された。

「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて事由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」

この使命は極めて重く、我々はこの使命を果たすために何をすべきかを常に考え、さらなる倫理意識の醸成、執務レベル向上のための施策を実行していく。

【相続手続きの専門家として】

日本は、超高齢化社会に突入し、市民からの相続手続等の資産承継、財産管理に関する法的需要が高まっている。司法書士が市民の権利擁護の担い手として、この社会的な需要を受け止めるために、昨年度立ち上げた相続登記センターの積極的なPRを行っていくことが必要であり、令和4年8月3日に迎える司法書士制度150周年に関する制度広報と連動させた広報活動を行っていく。

また、所有者不明土地問題を発生させないための方策として、相続登記の義務化、相続により取得した土地所有権の国庫帰属を含む法改正が令和3年の通常国会で審議され、可決された。

この法改正において司法書士の相続登記の専門家として果たすべき役割は大きく、実務に様々な影響を与えることが予想される。我々はこの機会をチャンスと捉え、積極的に関与していく。

【ウィズコロナの時代】

世界に混乱をもたらした新型コロナウイルス感染症はいまだ収束しておらず、この影響もあって社会のデジタル化・リモート化のスピードが増している。今後、マイナンバー及びクラウド型電子署名の利用普及とともに、印鑑制度の見直し、裁判手続きのIT化等、我々の業務に大きな影響を及ぼす変化も予想される。新しい社会像の形成、市民の価値観の変化に対応していくため、情報提供を随時行う。

コロナ禍における当会の事業執行として、昨年度、ウェブを併用した会議の開催、研修においては少人数での集合研修、課題研修等の取り組み、面談から電話に切り替えた相談会、ウェブ配信による市民向け法律講座の検討等を行ってきた。今年度も引き続き、非対面・非接触の体制を考慮した形態を模索しながら事業を行っていく。

【組織財政改革への取組】

当会はここ10年の間、毎年5名前後の退会者がありながらも150名台の会員数を維持している。しかし、会員の平均年齢は徐々に高くなる傾向にあり、近い将来、会員数の減少が加速することが予想される。これまで、事業の効率化を念頭に置き、組織と財政のあり方を常に意識しつつ事業を執行してきたが、今後もその姿勢を継続する。

今年度より組織体制を一部変更し、相談センターを社会事業委員会が所管するほか、各委員会の所管事業を再編成した新たな体制で事業を行う。

山形県司法書士会の将来を見据え、各支部、関連団体と連携し、組織財政改革に取り組んでいく。

これらの基本方針のもと、各事業部の事業計画を次のとおり掲げる。

総務部事業計画

1. 制度、組織に関する事業

- (1) 法改正への対応
- (2) 会則規則等の整備・改善
- (3) 組織・財政改革、事務効率化の推進
- (4) 各事業部、各委員会、各支部、連合会、ブロック会、関連諸団体との連携
- (5) 司法書士制度150周年に向けた事業の検討

2. 執務、倫理に関する事業

- (1) 会員の執務の指導、連絡及び内部広報
- (2) 会員の倫理向上のための指導及び連絡
- (3) 業務責任賠償保険に関する事項

3. リスクマネジメント

4. 職域の確保に関する事業

- (1) 非司法書士行為の監視、情報の収集、対応
- (2) 司法書士法施行規則41条の2に定める司法書士法違反に関する調査受嘱

5. 国、地方公共団体、他士業団体、その他関係団体との連絡調整

企画部事業計画

第1 研修委員会

1. 会員研修会の実施

- (1) 業務研修
- (2) 倫理研修

2. 年次制研修の実施

対象者 令和2年4月1日において、以下の登録期間に達する会員

- ① 満3年（平成29年4月1日～平成30年3月31日登録）
- ② 満8年（平成24年4月1日～平成25年3月31日登録）及び以後5年を加えた年
- ③ 満4年（平成28年4月1日～平成29年3月31日登録）
- ④ 満9年（平成23年4月1日～平成24年3月31日登録）及び以後5年を加えた年

3. 新入会員向け研修会の実施

4. 研修情報の提供

5. 同時配信研修の実施

6. 関連諸団体との連携

7. 所定単位取得達成に向けた施策及びその検討

- ・課題通信研修の実施
- ・研修の配信に関する検討

第2 広報委員会

1. 市民広報事業

- (1) マスコミ等広報媒体を活用した広報事業
- (2) ホームページによる広報
- (3) 他の相談機関との連携
- (4) 会員拡大に向けた広報事業
- (5) 市町村広報の依頼

2. 会員への情報提供

- (1) 会報の発行
- (2) ホームページによる伝達

3. 法教育の推進、各種講師派遣

- (1) 教育機関向け法律講座
- (2) 市民向け法律講座

4. 150周年に向けた広報事業

社会事業部計画

第1 社会事業委員会

1. 社会的な課題の調査研究及び対策事業、自治体との連携
2. 成年後見制度の利用促進への対応
3. 相続登記センター、常設相談所（予約制）、相続登記相談会、総合相談センターの運営
4. 各種自然災害による被災者及び原発事故による被災者に対する支援
5. 国、地方公共団体、法テラス、隣接職能団体等が行う相談活動との連携
 - (1) 専門家9士業によるなんでも相談会の開催
 - (2) 各種相談会への相談員等の派遣
6. 法テラスとの連携
 - (1) 民事法律扶助の推進
 - (2) 民事法律扶助審査委員の派遣

第2 調停センター運営委員会

1. 調停センター・ハーモニーの運営
調停センター活性化のための施策検討
2. 研修会の開催等による調停手続に関する人材育成